

1. 文京区バリアフリー基本構想について

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律 平成 18 年施行）第 25 条に基づき、区市町村が定めるものです。

基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これにより誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

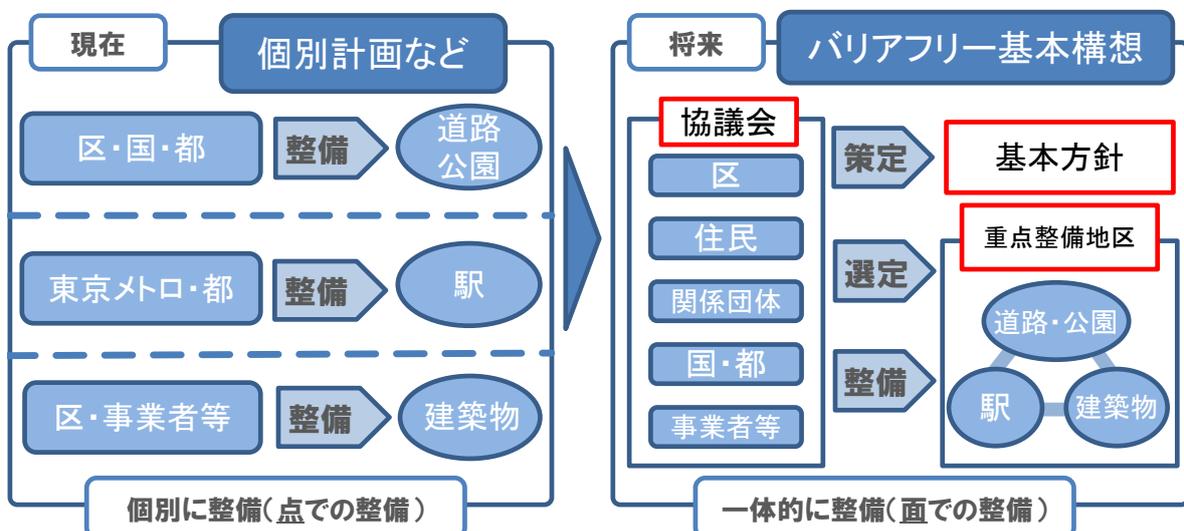
※「高齢者、障害者等」は、法律の解説においては「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、対象者として今後の検討を進めていきます。

1.2 策定の背景と目的

区では、法や条例に基づき、行政や事業者がすでにそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の成立等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国内外から多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が求められます。隣接区である千代田区、荒川区、台東区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

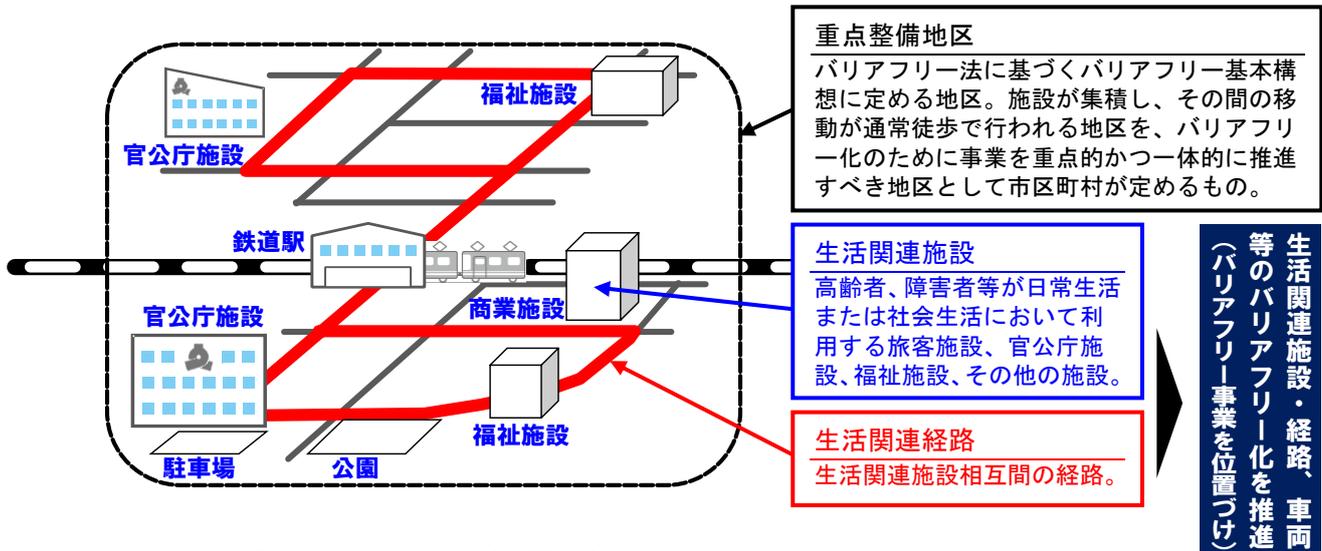
これらの状況を踏まえ、行政・住民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定し、共通の方針に基づいた、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することとします。



1.3 バリアフリー基本構想で定める事項

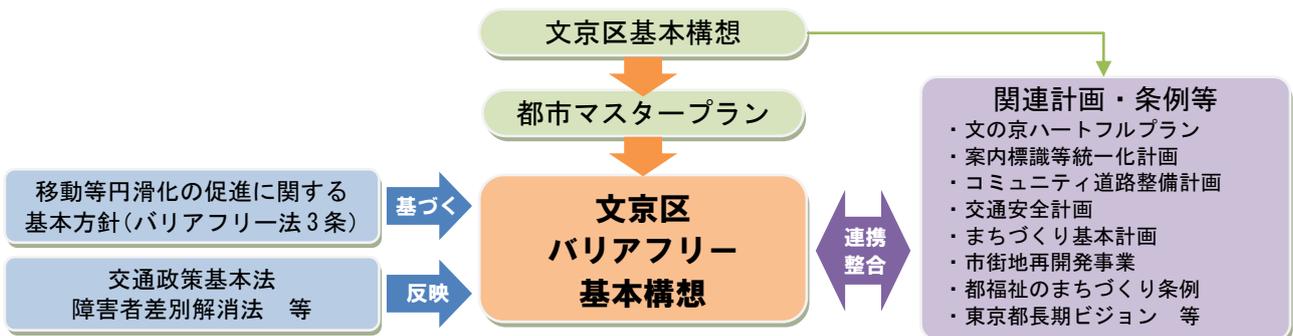
バリアフリー基本構想では、法に基づき、以下の内容を明示することが定められています。

- ①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
…バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
- ②重点整備地区の位置・区域
…重点整備地区の範囲や境界設定の考え方
- ③生活関連施設・経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
…生活関連施設・経路の選定や施設の整備方針など
- ④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
…公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業
- ⑤その他の事項
…ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等について等



1.4 バリアフリー基本構想の位置づけ

文京区におけるバリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する区や都の施策と連携・整合を図るとともに、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定します。



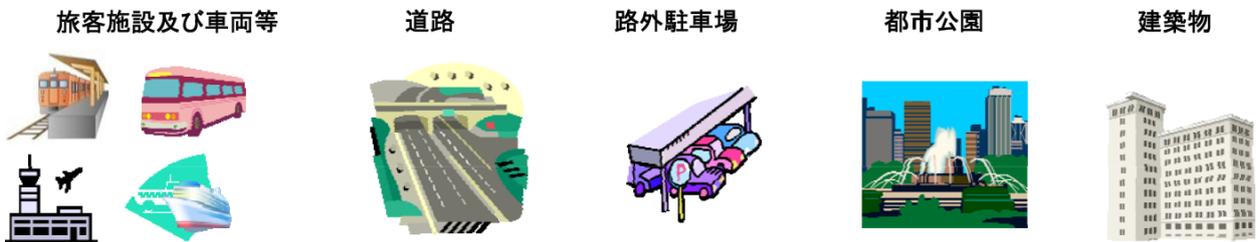
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

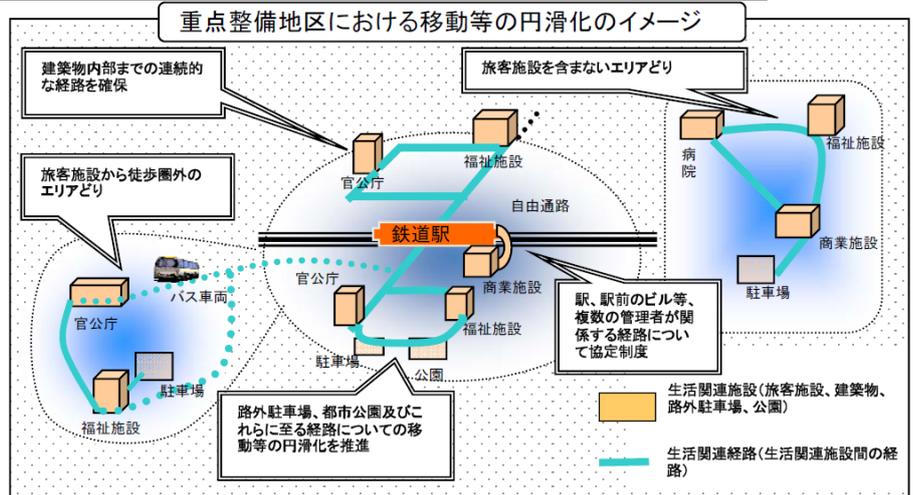


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

